

平成23年4月1日

総長裁定

事務長会議について

1. 趣 旨

本部・部局の事務幹部間の連絡協議を行い、業務の円滑な運営に資するため、事務長会議を設置する。

2. 構 成

事務長会議は、事務組織担当理事（以下「担当理事」という。）及び事務幹部（別紙に掲げる副理事、部課長、事務（部）長）によって組織する。

3. 任 務

- (1) 全学的な課題について、本部からの報告事項の伝達、部局からの意見・要望の表明、相互の質疑応答などを行い、業務運営に必要な情報の交換・共有を図る。
- (2) 総長・理事から付託された事項などについて対応を検討し、課題解決に向けた意見を具申する。

4. 会議運営

- (1) 事務長会議は、担当理事が主宰する。
- (2) 担当理事の他、議事に関する理事も必要に応じて会議に参加することができる。
- (3) 総長・理事からの付託を受けたときなど必要と認める場合、担当理事は、部会を設置して検討させることができる。
- (4) 前項に記載する部会の長は、担当理事が、当該検討事項に関する理事の意見を聴いて指名する。
- (5) 検討事項の内容・性質に応じ、必要と認められる場合、担当理事の判断によって、事務長会議の構成員以外の教職員を検討に参加させることができる。
- (6) その他、会議の運営に関し必要なことは事務長会議が別に定める。

5. 庶 務

事務長会議の庶務は、本部総務課が担当する。